



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年6月4日金曜日 第1563号

◇ 目 次 ◇ 告 示

特約業者の指定.....	585
土地改良区役員の就退任の届出.....	585
土地改良区の定款変更の認可（2件）.....	586
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧（2件）.....	586
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（6件）.....	586
市営土地改良事業の施行の同意.....	587
家畜人工授精師の免許証の交付.....	587
解除予定保安林にする旨の通知.....	588
解除予定保安林.....	588
道路の区域変更（県道三坂松山線）.....	588
道路の供用開始（"）.....	588
道路の区域変更（一般国道494号）.....	588
道路の区域変更（県道中山砥部線）.....	589
道路の供用開始（"）.....	589
道路の区域変更（一般国道378号）.....	589
道路の区域変更（県道蔭淵下波線）.....	589
道路の供用開始（県道柿之浦下波線外）.....	590
道路の区域変更（県道城辺高茂岬線）.....	590
道路の供用開始（"）.....	590
過疎地域活性化特別措置法による工事の完了.....	590
開発行為に関する工事の完了.....	591

人事委員会規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 591

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定（2件）..... 592

雑 報

公示による通知..... 592
宅地建物取引主任者資格試験の実施について..... 592

正 誤

平成16年4月1日付け第1545号外3愛媛県教育委員会訓令第1号（愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部を改正する訓令）中..... 593

告 示

○愛媛県告示第1195号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第1項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定をした。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 年 月 日
シンツ石油株式会社 代表取締役 新津昌雄	宇和島市丸之内5丁目4番7号	平成16年 6月1日

○愛媛県告示第1196号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西予市宇和町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	西岡 秀 起	西予市宇和町信里768番地
"	上 甲 政 則	西予市宇和町東多田363番地
"	高 岡 城 一	西予市宇和町伊延東61番地
"	松 本 勲	西予市宇和町河内1037番地 2
"	清 家 輝 允	西予市宇和町東多田569番地
"	梶 原 浩 利	西予市宇和町田苗真土1811番地
"	宇都宮 肇	西予市宇和町清沢678番地
"	清 水 賢 一	西予市宇和町坂戸163番地 2
"	出 水 慎	西予市宇和町加茂894番地
"	三 好 敬 一	西予市宇和町小原374番地
"	井 上 勲	西予市宇和町岩木3513番地
"	山 本 武 紀	西予市宇和町郷内1017番地 1
"	土 居 一 邦	西予市宇和町西山田2323番地 1
"	竹 口 修 武	西予市宇和町山田1049番地
"	兵 頭 幸 男	西予市宇和町伊賀上1188番地
"	三 好 岩 一	西予市宇和町永長769番地
"	河 野 義 廣	西予市宇和町久枝甲239番地
"	大 塚 政 司	西予市宇和町小野田462番地
"	松 浦 幸 男	西予市宇和町野田160番地
"	酒 井 豊 嗣	西予市宇和町下松葉220番地
"	松 本 俊 二	西予市宇和町稲生888番地
"	宇都宮 友 喜	西予市宇和町皆田1833番地
"	兵 頭 正 三	西予市宇和町下川94番地 1
"	松 岡 治 生	西予市宇和町明間1274番地
"	水 口 繁 行	西予市宇和町明石1711番地
"	徳 山 義 恭	西予市宇和町新城918番地
"	大 竹 忠 盛	西予市宇和町常定寺460番地
"	西 岡 準 一	西予市宇和町田野中81番地
監 事	岡 本 忠 夫	西予市宇和町空所521番地
"	平 磯 猛	西予市宇和町上松葉467番地
"	一 宮 正 和	西予市宇和町明間1714番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	西岡 高 登	西予市宇和町信里845番地
"	板 倉 英 一	西予市宇和町瀬戸689番地
"	松 本 勲	西予市宇和町河内837番地 2
"	加 藤 道 雄	西予市宇和町伊延西837番地 - 第 1

"	清 家 輝 允	西予市宇和町東多田569番地
"	鋸 本 和 男	西予市宇和町田苗真土912番地
"	宇都宮 肇	西予市宇和町清沢1000番地
"	清 水 賢 一	西予市宇和町坂戸163番地
"	河 野 鐵 雄	西予市宇和町大江755番地
"	三 好 敬 一	西予市宇和町小原374番地
"	井 上 勲	西予市宇和町岩木3513番地
"	山 本 武 紀	西予市宇和町郷内1017番地第 1
"	土 居 一 邦	西予市宇和町西山田2323番地
"	中 村 善 一	西予市宇和町山田1715番地 1
"	是 澤 重 憲	西予市宇和町伊賀上1215番地
"	三 好 岩 一	西予市宇和町永長769番地
"	本 多 照 昌	西予市宇和町久枝576番地
"	松 浦 幸 男	西予市宇和町野田160番地
"	宇都宮 象 一	西予市宇和町久枝甲1385番地
"	大 谷 耕 一	西予市宇和町上松葉752番地
"	松 本 俊 二	西予市宇和町稲生888番地
"	宇都宮 章 則	西予市宇和町皆田2056番地
"	兵 頭 義 雄	西予市宇和町下川1018番地
"	佐 藤 信 雄	西予市宇和町明間2922番地
"	上 甲 良 喜	西予市宇和町明石1673番地
"	清 家 保一郎	西予市宇和町常定寺387番地
"	薬師寺 善 高	西予市宇和町平野128番地
"	武 内 勇 典	西予市宇和町田野中201番地
監 事	松 岡 英 志	西予市宇和町岡山469番地 1
"	中 越 秀 勉	西予市宇和町下松葉488番地
"	松 本 富 夫	西予市宇和町新城1008番地第 1

○愛媛県告示第1197号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、宇和町土地改良区（新名称・西予市宇和町土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1198号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、三瓶町土地改良区（新名称・西予市三瓶町土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1199号

丹原町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（農業用排水施設整備事業・来見地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 土地改良事業（農業用排水施設整備事業・来見地区

）変更計画書の写し

- (2) 丹原町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成16年6月7日から7月2日

3 縦覧場所

丹原町役場

○愛媛県告示第1200号

丹原町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（ほ場整備事業・来見地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 土地改良事業（ほ場整備事業・来見地区）変更計画書の写し

- (2) 丹原町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成16年6月7日から7月2日

3 縦覧場所

丹原町役場

○愛媛県告示第1201号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、西予市野村町野村、長谷、西予市城川町田穂、魚成、下相、遊子谷及び野井川地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- 県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・東宇和東部地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成16年6月7日から7月2日まで

3 縦覧場所

西予市役所

○愛媛県告示第1202号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、西予市野村町坂石、西、鎌田、平野、高瀬、栗木、野村、阿下、西予市城川町嘉喜尾、男河内、魚成及び田穂地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- 県営土地改良事業（ため池等整備事業・東宇和東部地区）計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成16年6月7日から7月2日まで
- 3 縦覧場所
西予市役所

○愛媛県告示第1203号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西予市野村町予子林、野村、阿下、中通川、岡成及び西予市城川町田穂地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ほ場整備事業・東宇和東部地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年6月7日から7月2日まで
- 3 縦覧場所
西予市役所

○愛媛県告示第1204号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西予市野村町野村、西、蔵良、鳥鹿野、釜川、西予市城川町川津南、魚成、古市及び田穂地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・東宇和東部地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年6月7日から7月2日まで
- 3 縦覧場所
西予市役所

○愛媛県告示第1205号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定

○愛媛県告示第1208号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

により、北宇和郡三間町宮野下及び迫目地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農地保全事業・三間地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年6月7日から7月2日まで
- 3 縦覧場所
三間町役場

○愛媛県告示第1206号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、北宇和郡三間町北増穂、宮野下、元宗、迫目、土居中及び小沢川地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・三間地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年6月7日から7月2日まで
- 3 縦覧場所
三間町役場

○愛媛県告示第1207号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（区画整理）・二間市地区）の施行に平成16年5月24日同意した。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

免 番 号	免 許 日	家 畜 種 類	免 許 格	本 籍 地	現 住 所	氏 名
第1784号	平成16年6月4日	牛	家畜人工授精の業務	愛 媛 県	西予市城川町魚成4638	井 関 愛 昭和63年2月17日

○愛媛県告示第1209号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所
西予市宇和町下川2714の2、2715の2、2718の2、2719の3、2752の2、2752の3、2754の2、2754の3、2755の2、2756、2758の2、2758の3、2760の2、2765の2、2770の2、2770の3、2771の3、2778の2、2778の3、2779の2、2780の2、2781から2783まで、2785の4、2786の3、2814の2、2814の3、2864の3、2881の3、3103の2、3107の2、3108、3109の2、3110の2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1210号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所
四国中央市具定町字日之尾山乙64の34
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
送電施設用地とするため

○愛媛県告示第1211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 敷 幅	延 長	備 考
県 道	三坂松山線	松山市東方町甲1139番1地先から 同町甲1136番6まで	旧	メートル 12.0	キロメートル 0.075	
			新	12.0～13.2	0.075	
"	"	松山市小村町70番2から 同町82番14まで	旧	7.4～15.6	0.046	
			新	12.0～15.6	0.046	

○愛媛県告示第1212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	三坂松山線	松山市東方町甲1139番1地先から 同町甲1136番6まで	平成16年6月4日
"	"	松山市小村町70番2から 同町82番14まで	"

○愛媛県告示第1213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	494号	上浮穴郡美川村東川1365番2地先から 同村東川1368番7まで	旧	メートル 6.5~21.3	キロメートル 0.235	
			新	13.3~34.0	0.182	
"	"	上浮穴郡美川村東川1368番7から 同村東川1122番3まで	旧	5.0~55.0	0.797	
			新	12.0~38.0 5.0~55.0	0.697 0.797	
"	"	上浮穴郡美川村東川1122番3地先から 同村東川1095番1地先まで	旧	11.0~41.0	0.350	
			新	18.3~51.0	0.332	

○愛媛県告示第1214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中山砥部線	伊予郡砥部町万年1202番2から 同町万年1027番1まで	旧	メートル 6.4~15.5	キロメートル 0.068	
			新	6.4~15.5 6.3~23.2	0.068 0.058	

○愛媛県告示第1215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山砥部線	伊予郡砥部町万年1202番2から 同町万年1027番1まで	平成16年6月4日

○愛媛県告示第1216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	378号	喜多郡長浜町大字晴海3番3地先から 同大字3番2地先まで	旧	メートル 14.0~22.0	キロメートル 0.180	
			新	14.0~15.0	0.180	

○愛媛県告示第1217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	蔦淵下波線	宇和島市遊子835番地先から 同市遊子826番地先まで	旧	メートル 16.7～24.6	キロメートル 0.079	
			新	18.0～24.6	0.079	

○愛媛県告示第1218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柿之浦下波線	宇和島市遊子5204番地先	平成16年6月4日
"	蔦淵下波線	宇和島市遊子863番地先から 同市遊子826番地先まで	"

○愛媛県告示第1219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡西海町外泊78番地先から 同町外泊55番地先まで	旧	メートル 9.0～16.8	キロメートル 0.081	
			新	17.6～30.0	0.078	

○愛媛県告示第1220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡西海町外泊78番地先から 同町外泊55番地先まで	平成16年6月4日

○愛媛県告示第1221号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条第1項の規定により、愛媛県において実施中の基幹道路の改築工事を次のとおり完了する。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の管理者	道路の種類	路線名	工事区間	工事の種類	完了年月日
西予市	市道	古市土居線	西予市城川町土居2385番2	改築	平成16年6月4日

○愛媛県告示第1222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年6月4日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16松局伊土換（開）第10号 平成16年5月24日	伊予郡砥部町高尾田1263番地	松山市東石井六丁目3番11号 株式会社 松井建設 代表取締役 松井 光太郎
16西局建（開）第2号 平成16年5月26日	西条市大町字清水970番、975番4、975番7、975番9、975番10、975番11、975番26、976番2、970番地先水路及び976番2地先水路	西条市大町1297番地の2 木藤商会 木藤 トキ子

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 144

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年6月4日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 17）の一部を次のように改正する。

別表波方町の部町長部局の項職の欄中「課（室）長」の下に「総務課長心得」を加え、同表大西町の部町長部局の項同欄中「総務企画課行財政係長」を「総務企画課企画財政係長」に改め、同表宮窪町の部町長部局の項同欄中「産業観光課主幹 企画総務課長補佐（人事又は予算を担当するものに限る。）」を「企画総務課主幹 企画総務課長補佐」に改め、同表生名村の部町長部局の項同欄中「総務企画課係長」を「総務企画課係長（人事又は予算を担当するものに限る。）」に改め、同表岩城村の部町長部局の項同欄中「保育所」を「高齢者生活福祉センター」に改め、同表上浦町の部町長部局の項職の欄中「企画総務課長補佐」を「総務企画課長補佐（人事又は予算を担当するものに限る。）」に改め、同表中島町の部町長部局の項同欄中「財政課長補佐」を「企画政策課長補佐（予算を担当するものに限る。）」に改め、同表久万町の部町長部局の項同欄中「総務課主幹 総務課次長」を「総務課上席主幹 総務課次長（人事を担当するものに限る。）」に改め、同表美川村の部町長部局の項同欄中「総務課長補佐（人事又は予算を担当するものに限る。）」を「総務課長補佐」に改め、同表小田町の部教育委員会の項同欄の

欄中「学校給食共同調理場」を「給食センター」に改め、同表松前町の部町長部局の項中

「	本庁	課長 企画財政課長補佐 総務課長補佐 企画財政課財政係長 総務課職員係長	を
「	本庁	課長 企画財政課長補佐 総務課長補佐 企画財政課財政係長 総務課職員係長	に
	出先機関 保健センター	所長	」

改め、同部教育委員会の項中

「	公民館	館長	を
「	公民館	館長	に
	文化センター	所長	」

改め、同表砥部町の部町長部局の項職の欄中「除く。）」の下に「総務課長補佐」を、「総務課人事係長」の下に「総務課行政改革推進係長」を加え、同表長浜町の部町長部局の項同欄中「課（室）長（主として合併を担当するものを除く。）」を「参事 課（室）長（主として合併を担当するものを除く。）」に改め、同項中

「	診療所	所長	を
---	-----	----	---

削り、同表肱川町の部町長部局の項同欄中「課長（課付のものを除く。） 町民ステーション所長 新しい町創造課長補佐（課付のものを除く。） 新しい町創造課総務企画係長 新しい町創造課財務係長」を「課（室）長（課付のものを除く。）」に改め、同項中

く。) 総務課長補佐(人事又は予算を担当するものに限る。)
。) 総務課総務係長 総務課財政係長」に改め、同項中

郷土文化センター	所長
----------	----

を

削り、同部教育委員会の項中

学校給食センター	所長
----------	----

を

学校給食センター	所長
公民館	館長
風の博物館	館長

に

改め、同表伊方町の部町長部局の項同欄中「総務課長補佐」を「総務課長補佐(課付のものを除く。)」に改め、同表三崎町の部町長部局の項同欄中「総務課長補佐(人事を担当するものに限る。)」企画財政課長補佐(予算を担当するものに限る。))」を「総務課長補佐 企画財政課長補佐」に改め、同表吉田町の部町長部局の項同欄中「総務課長補佐(人事又は予算を担当するものに限る。)」総務課財政係長」を「総務課長補佐(人事を担当するものに限る。)」財政課長補佐」に改め、「総務課人事係長」の下に「財政課財政係長」を加え、同表広見町の部町長部局の項同欄中「総務課長補佐(人事又は予算を担当するものに限る。))」を「総務課長補佐」に改め、同表日吉村の部村長部局の項同欄中「総務課長補佐」を「総務課長補佐(人事又は予算を担当するものに限る。))」に改め、同表津島町の部町長部局の項同欄中「総務課長補佐(人事又は予算を担当するものに限る。))」を「総務課長補佐(人事を担当するものに限る。))」に改め、同表一本松町の部町長部局の項同欄中「院長」の下に「副院長」を加え、同表西海町の部町長部局の項同欄中「課(室)長」を「課(室)長(主として合併を担当するものを除く。))」に、「財政課財政係長」を「財務課財政係長」に改め、同表伊予郡養護老人ホーム組合の部養護老人ホーム和楽園の項同欄中「園長」の下に「園長心得」を加え、同表東予市・丹原町公共下水道事務組合の部の次に次のように加える。

伊予市松前町共立衛生組合	組合事務局	事務局長
--------------	-------	------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号(他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。)の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成16年6月4日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
介護老人保健施設	老人保健施設シルビウス・ケアセンター	今治市別名261

○愛媛県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号(他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。)の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成16年6月4日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム今治なごみ苑	今治市別名251
軽費老人ホーム	ケアハウスなごみ	今治市別名251

雑 報

○公示による通知

天王社(愛媛県伊予郡砥部町大平 596 番 2 の土地登記簿表題部所有者)

若宮社(愛媛県伊予郡砥部町大平 120 番及び 122 番の土地登記簿表題部所有者)

土地収用法(昭和26年法律第 219 号)第46条第 2 項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局(愛媛県土木部管理局用地課)において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令(昭和26年政令第 342 号)第 6 条の 2 において準用する同政令第 5 条第 5 項の規定により、平成16年 6 月22日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成16年6月4日

愛媛県収用委員会
会長 矢 野 隆 三

平成16年5月21日付け15媛収第44号 - 5 及び15媛収第46号 - 5 審理の開催について
(審理開催の通知)

○公 告

宅地建物取引主任者資格試験の実施について

宅地建物取引業法(昭和27年法律第 176 号)第16条の 2 第 1 項の規定による愛媛県知事の委任に係る平成16年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成16年6月4日

財団法人 不動産適正取引推進機構
理事長 小野 邦久

1 試験の日時
平成16年10月17日(日)午後 1 時から午後 3 時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所

受験申込みの受付の際に指定する。

3 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

4 受験申込書の配布

(1) 配布期間

平成16年7月5日(月)から同年7月30日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで。

(2) 配布場所

社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部(松山市平和通六丁目5番地1愛媛不動産会館2階)及び各支部(所在については、本部に照会すること。)

なお、郵送により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「宅地建物取引主任者資格試験申込書請求」と朱書き、所要の郵便切手を貼ったあて先記入の返信用封筒を同協会本部へ送付すること。

5 受験申込書の受付期間

平成16年7月26日(月)から同年7月30日(金)までの期間で、午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

6 受験申込書の提出先

社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部(松山市平和通六丁目5番地1愛媛不動産会館4階)に提出すること。

なお、郵送による場合は、簡易書留郵便又は配達記録郵便で提出すること(平成16年7月5日(月)から同年7月30日(金)までの日付けの消印のあるものに限り有効とする。)

7 受験手数料

7,000円

8 合格発表

平成16年12月1日(水曜日)

9 問い合わせ先

社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部
〒790 0807 松山市平和通六丁目5番地1
愛媛不動産会館2階
T E L (089)943 2184

正 誤

○正 誤

平成16年4月1日付け第1545号外3愛媛県教育委員会訓令第1号(愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部を改正する訓令)中

ページ	箇所	誤	正
30	附則	この規則は、公布の日から施行する。	この訓令は、公布の日から施行する。

